

演講 検査関係事項照会と監視社会

自由法曹団治安警察問題
委員会事務局長・弁護士

横山 雅さん

本稿は、自由法曹団の横山雅弁護士が、「共謀罪法廃止・秘密保護法廃止・国会行動へ――12・6、4・6を忘れない6月行動」として、3月6日に国会内でおこなわれた学習会での講演です。

みなさんこんにちは。弁護士の横山と申します。

すでに報道で流されているように、Tカード（注：買い物をするとポイントがたまるカード）に関する情報を検査機関が取得していたことが明らかになつていく中で問題意識が広がつています。

アリストテレス、古代の人ですが、彼は「人々が政府のことについてすべてのことを知っていること、これが民主主義だ」、他方で「政府が多くのことを知らない、いるが人々が政府のことを知らない、

第1 出発点——条文の確認

まず、検査関係事項照会がどんな法律に基づいておこなわれているのかという

ことです。
Tカードの問題というのは、警察や檢

これは専制政治である」と言つていました。今まさに、日本や世界中で起こつてゐる政府と個人との情報格差の中で、本当の民主主義のためにはどんな条件が必要なのか、ということが問われています。これは今に始まつたことではなくて、人類が文明をもつてからずっとおこなわれてきたことで、この情報化社会で

コンピューターが産まれる中で、特に紙媒体ではなく、多くの情報を一気に処理できるようになつたことが、現実にわれわれの目の前にある中で、どうやって情報を取り扱うかということが、個々人に問われている問題だと私は考えています。

警察が、被疑者なりの個人情報について、
Tカードを管理している会社などに、何時どういった取引がおこなわれているのか、何月何日から何月何日までの履歴をよこせと、捜査関係事項照会というものを起こない、その回答が返ってくるといふのです。
それでは、警察は法律上どういった根

拠で、どういった手続きによっておこなっているのか。これは、刑事訴訟法の第197条に定められています。刑事訴訟法とは、警察官、捜査官が従わなければならない捜査手続きに関する法律です。その197条の1項に「捜査については、その目的を達するため必要な取調べをすることができる。但し、強制の処分

別記様式
様式第48号(刑訴第197条)

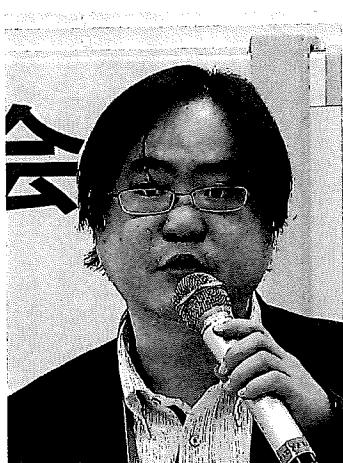
文書番号	第 号
管理番号	第 号
捜査関係事項照会書	
年 月 日	
殿	
警 察 署	
司法	
印	
捜査のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、刑事訴訟法第197条第2項によって照会します。	
記	
照 会 事 項	
【照会警察署の所在地】〒	
【担当者氏名】 (電話)	

捜査関係事項照会書（愛媛県警のホームページから）

は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これをすることができない」。第2項「捜査については、公務所又は私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」という条文があります。捜査関係事項照会は、この第2項が根拠になっています。

どこの法律事務所、どこの裁判官室にも置いてあり、法律家であれば誰もが参考している『条解 刑事訴訟法』（弘文堂第4版増補版374頁）には、この条文についてどのように解説されているかというと、「報告を求められた公務所・団体は、原則として報告すべき義務を負う……本項によって報告がなされた場合には、法的義務に基づくものであるので、国家公務員法、地方公務員法などの規定による守秘義務に違反しないものと解されている」とあります。つまり、この捜査関係事項照会は、市役所とか会社とかに捜査機関から連絡が入った場合は原則として応じなさいというのが、この条文に対する解釈になっています。

強制処分（強制捜査）というのは、判例では個人の意思を制圧し、身体、住



横山雅さん

居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別な根拠規定がない限り許容することが相当でない手段（最高裁判決昭和51年3月16日）とされています。要するに、個人の重大な人権を制約する手段に関しては、法律上の根拠がなければできないということが書かれているのです。これが197条1項です。

強制処分、逮捕とか、あるいは捜索・差押とか、人の権利を侵害する捜査手段については、法律上の根拠なくしては出来ないと定められているのです。強制処分法定主義といいます。

これはなんのために定められているの

か。三権分立から言えば、国会による民主的統制、捜査機関は行政機関なので、行政機関が勝手に捜査目的で何でもかんでも個人の侵害することが出来ないようにも、重大な権利の侵害を伴う捜査をおこなうには必ず法律上の根拠がなければならぬということが定められているのです。

他方で、令状主義というものがかかることがあります。強制処分をおこなうには裁判所の発行する令状が必要ということになります。強制処分という重大な個人の権利を侵害するような捜査行為には司法的統制、立法的統制、三権分立の考え方から双方から行政機関である捜査機関に圧力を加えて、捜査機関が暴走しないようにする設計になっています。

この強制処分に該当しない行為は、すべて任意処分、任意捜査となります。任意処分については、法律上の根拠規定がなく、かつ令状も必要なく捜査はおこなわれるということになります。

刑訴法197条2項は任意捜査を規定したものです。強制処分には該当しません。強制処分以外はすべて任意処分なのです。

で、任意捜査ということになります。なので、令状がなく、かつ法律上の根拠がないのに、捜査機関の求めに応じて、Tカードについて問合せがされたら、企業や会社が答えていたのです。令状が及んでいないというのは任意処分だからということで、裁判官が令状を発行しないでも捜査機関は捜査の対象として情報を収集することが出来るという問題点が根底にあります。ここをまず理解していただく必要があります。

なぜ、裁判所のチエックもなく、そんな個人情報が集められているのか、それは強制的に会社に行つて情報を取得しているわけではなくて、会社に「情報を出して」と言っているだけだからなんですね。

なぜ、そんな簡単な手続きで重大な個人情報を企業側が出してしまうのかといふのは、この後に解説します。

それでは、捜査関係事項照会の問題と何か。

現行の刑事訴訟法が出来たのは昭和23年のことです。それが改正されながら現在の形になっているのですが、昭和23年

の頃を考えると、コンピューターがこれだけ発展している社会は前提とされていない中での刑事訴訟法というのが根本的な問題としてはあります。社会の進展に法律が実は追いついていない状態です。GPS（全地球測位システム）の最高裁の判例の問題とか、まさにそのことを表していることになります。

捜査関係事項照会は、どういったもので具体的におこなわれているのか。われわれ弁護士は、弁護士になる前に、法律家はすべて司法修習があり、検察修習では実際に検事の下において捜査をおこなうのですが、私も捜査関係事項照会はやつたことがあります。実際どういうふうに使うのかというと、例えば、あるケンカによって傷害事件が発生しました。AさんがBさんを傷つけてしまって、Aさんが被疑者になつており、Bさんから診断書が捜査機関に提出されているという状況を想定してください。診断書というのには、「例えば傷害事件で言えば『全治15日間の打撲と診断する』と書かれています。それを見たときに、傷害の証拠としてそれは出ているのですが、実際は、ど

この部位にケガがあつて、腫れの状況はどうかとかは、その診断書のみではわからないので、お医者さんに対してもしてそういう診断をしたのか、本人愁訴、痛いと言つているだけで診断されたのか、あるいは現実に客観的な外傷として腫れや何か、明確に診断したかどうか、お医者さんに問い合わせる、その時に使われるのが捜査関係事項照会ということになります。

最近多いのは、交通事故で被疑者になつた方がいて、走行経路がよく分からないとなつたときに、被疑者はこのあたり

を通りましたというと、各コンピューティングカードに防犯カメラが必ず付いていて、路上を映しているものがあつて、その画像を取得するのです。そういうとぎに一般的に問い合わせとして使われています。

そもそも想定していたのは、防犯カメラや個人情報ではなくて、お医者さんとか役所に問い合わせる、役所の中で横領がおこなわれていたら、その人がやつていた仕事を説明して下さいとか、もともと想定していた捜査関係事項照会とは、そういうものだということです。

第2 ポイントカードの情報提供問題

買い物や商品のレンタルなどで特典ポイントがつくTカードの運営会社が、利

用状況などの個人情報を会員に知らせないまま、裁判所の令状もなく、「捜査関係事項照会書」に基づき捜査機関に提供

① 刑事訴訟法からの検討

最初に、先ほど説明した刑事訴訟法の観点から検討します。第1で述べたとおり、捜査関係事項照会は任意処分（強制力を持たない）なので、令状審査不要ということになります。対象犯罪に制限は

特段定められていないので、捜査のためには必要であれば、事件の軽重を問わず、簡単に出来てしまします。

「捜査関係事項照会書」には、「本人には言わないでください」と書いてあります。なぜかと言うと、誰に対しても捜査中かということが、照会先から捜査対象者に對して漏らされてしまうと、証拠を隠滅されたりとか、逃亡されたりとかの虞れがあるので、それを理由にこういつた一文が記載されていて、そのことも刑事訴訟法上ではけつして違法ではあります。

それでは問題は何かというと、捜査関係事項照会は強制力をもたない手続きなので、企業側が拒否しても、役所が拒否しても、拒否した人や団体が罰則を受けることはないのです。

それでは、拒否したらどうなるか。Tカード側が捜査機関に對して、捜査関係事項照会は法律上強制力がないものと理解しているので、そんな重大な情報を教えることは出来ないと言つたら、警察など検察は何をすればいいのか。今度は捜索差し押さえ令状を取ればいいので

す。そうすれば出さざるを得なくなります。強制的に出させることが出来るので、とにより当該事務の遂行に支障を及ぼすことを基本的にはならないのです。

②個人情報保護法からの検討

他の法律ではどうなのか。パツと思いつくのが、個人情報保護法です。この法律で、個人情報は保護され、簡単に捜査機関に個々人のプライバシーに関わる重大な情報は公開してはならないと定められています。

それでは問題は何かというと、個人情報保護法の第23条には、このような規定があります。

「個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」。これは次に掲げる場合は、本人の同意を得ないで提供して良いと言つてゐるのです。

何かというと、「法令に基づく場合」と「国機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務

を遂行することに對して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすことがあります。まさにこの規定は、捜査のために必要となるとき、本人の同意なしに開示してよ

いといふもので、個人情報保護法によつて定められています。実は個人情報保護法は、捜査関係事項照会で問い合わせが来たときは、開示することは何の問題もありませんとお墨付きを与えているのです。

先ほど言つたように、企業の対応については、捜査関係事項照会を受けた企業は回答を拒否しても罰則はないので、拒否することは出来るのですが、實際は数日で関連する資料のコピーを添付する形で任意に返答しています。これは、個人情報保護法がお墨付きを与えていたことと、拒否しても令状を取得して情報を得ることが可能なので、企業によつては簡単に応じています。

ただ個人情報保護法が出来たことによつて、何でもかんでも出しているわけではなく、銀行などは何のための捜査で必

要なのか、ちゃんと言つてもらわなければ困ると言つたり、これは友人の話ですが、企業は企業で問題意識をもつて一定程度ちゃんとした形で特定の検査で必要だということを警察に説明してもらわなければ、口座の履歴などを渡さないと企業も努力はしているということを紹介しておきます。

③憲法のプライバシーの権利から検討

個人情報保護法もそうだとすると、憲法は個人の権利としてプライバシー権を定めているはずであり、憲法上の問題はないのかというところで説明をします。

まずプライバシー権というのは、憲法上どこにも定めた条文はありません。憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」の中に新しい人権を読み込む根拠があつて、情報化社会の中では不可欠な権利だということで、プライバシーの権利というもの

が、憲法上の権利だと認識されていません。プライバシーの権利について、リーディングケースと言われているのが、昭和56年の前科照会事件です。プライバシーの権利の最高裁判例のもつとも重要な事件と言われています。（最判昭和56年4月14日）

どういう事件かというと、自動車教習所の指導員をしていた人が解雇され、会社を相手取つて民事裁判を争う以前に、

給料が止まつてしまふので仮の地位を認めて給料を支払つてくださいと仮処分を申請しました。これを受けて会社側の弁護士が弁護士法23条の2に基づき弁護士会を通じて京都市伏見区役所にその人の前科・犯罪経歴の照会をし、役所がその前科・犯罪経歴について弁護士に回答しました。これに対しプライバシー侵害であるとして損害賠償等の請求をした事件です。争点は、区長による前科の開示が公権力の違法な行使にあたるかという点で、判決では、「前科及び犯罪経歴は

プライバシーの権利について、リーディングケースと言われているのが、昭和56年の前科照会事件です。プライバシーの権利の最高裁判例のもつとも重要な事件と言われています。（最判昭和56年4月14日）

開されないという法律上の保護に値する利益を有する」とされ、開示は違法とされたのが、リーディングケースと言われているものです。

最高裁は、プライバシーというものの中身には、重大なものと周辺情報というのにわけていて、みだりに開示されなければならない重大情報のコア部分というのは、こういった前科とかそういうレベルのものだというふうに考えているのです。さすがに前科とかを誰にでも公開される人は社会復帰などは出来なくなつてしまふので、それはプライバシーとしての保護に値するものなので、本人の同意なしに勝手に開示してしまつたことは違法だということで損害賠償を認めたのがこの判例です。

今のところ、最高裁がプライバシーについてはつきり言つているのはあまりなく、結局いまプライバシーというのが裁判所の中でどうなつてているのかというと、プライバシーというのは自分の情報の人名、信用に直接に関わる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公

んな程度のところでプライバシーといふのをとどめておいてはだめだと考えています。なぜかとすると、自分の意志とは関わりなく自分の情報が取得され、収集され、利用されることがおこなわれてしまふと、自分の情報を勝手に公開されないというだけでは、自分のプライバシーを維持できない社会になつてるのであります。なので、本当に必要なプライバシーの権利というのは、自分の情報を勝手に誰にでも公開されなくてはならないというレベルでとどまるのではなく、自分の情報を取得し、収集し、利用するという各過程が個人の同意なく勝手におこなうこと出来ない権利というふうに構成されなければならぬと学説では言われています。

つまり、自分の情報を集めているところを知つたら、その個人情報は自分のプライバシー権利に基づいて、自分の許可なく扱わなくてください、と言えるようにから削除してください、と言えるようにならなければ、本当の意味で自分のプライバシーを守れないといふところまで社会は来ている問題意識からの学説です。

ただ、まだ裁判所の中で認められているわけではありません。
実際何かを削除する権利というのは、法律上の根拠がなければ基本的にはできません。インターネットの掲示板などで削除要求ができるというのは、あれは違法行為だからなのです。名誉毀損しているようなものが掲載されていれば、放つ

第3 対抗方法

それでは、そのような中で、具体的にわれわれに対抗方法があるのか、存在しているのかということです。これは現状ではむずかしいです。

捜査照会やそれに基づく個人情報が適正に利用されているか否かの監視をするための第三者委員会のようなものをまず作るというところから始めないとダメだと思います。

私たちが刑事弁護をやっていても、警察が集めている証拠というのはすべて開示されるわけではありません。あくまで裁判に必要なものだけです。周辺情報と

ておいたら、それは損害賠償請求の対象になるので削除してくださいと言えるのが実態で、法律上の根拠なく、役所や企業がやつてることに対する、自分の情報削除して下さいと裁判で請求しても、今の裁判所はおそらくそれを認めないでしょう。

るとしても、それを証拠として使わなければいけないという状況にならなければ、裁判所に対し証拠申請しません。証拠申請したものに対し弁護人に原則開示されるというものが現状なので、こういった情報を集めているといったことさえ、実は分かりません。目に見えない、水面下でおこなわれていることなのです。弁護士であっても、そのようなことがおこなわれているという情報にふれることは実は多くはありません。

仮に理由なく個人情報が集まられるとなったら、違法だと国家賠償裁判を起こしたりとか、そういういた対抗処置を今

後していかなければならぬと思います。

また、立法化の運動をしていくことが必要だと思います。現行刑事訴訟法の制定は昭和23年ですから、コンピューター社会ではないことが前提に制定されています。法律を基に捜査がおこなわれているというゆがみがいろいろなところに出ていりうとということです。

ただ一番意識しなければいけないのは、みなさん、Tカードとかいろいろなカードを持っていると思いますが、實際

にそのカードを契約するときに利用規約を読んで契約している人がどれだけいるのかということです。われわれの意識もえていかなければならぬと思います。規約は結構厳密に何に使うか書いてあります。その会員規約をろくに確認しないまま同意し、捜査当局への情報提供など比較にならないほど犯罪と関わりのないユーチャーの個人情報がユーチャーの知らないところで提携企業に日々提供され、セールスなどに利用されている実態が問題です。

第4 監視社会の実態

犯罪捜査で取得されている個人情報といふのは、実は一部で、一番怖いのは企業が持つていてる大量の個人情報です。捜査機関なんかよりも、遙かに大量の個人情報を持っています。

いま、一番すごいのは中国です。中国では、各人の信用情報、取引とかの情報が全部コンピューターに打ち込まれて、そのコンピューターの中で採点され、その採点の高いものが市民のレベルの高い

人、低い人は市民のレベルの低い人といふことを国家が判断し、市民を差別化し

ようと2020年めがけてすでに動きはじめてる実態があります。日本はまだそこまで行つていないですけれど、何を根拠にそのような採点がされているのかといふことも未公開のまま、人間に点数が付けられる社会というのが産まれよう

としているのです。

要するに、コンピューターというのは

かなり進化していく、例えばamazon（アマゾン）で本を買った方、あるいは本を探した方はおわかりですが、「あなたにおすすめの本はこういつた本です」というのが出てきます。それは、コンピューターが「このような本を買った人は、他のこののような本も読んでいる」と分析して提供しているわけです。つまり人間の行動を読むことが出来るようになつていています。このようにコンピューターはなつていて、いま起きている問題を考えたいのです。

①カード

まずカードです。

僕はコンビニのポイントカードは気持ち悪いので使っていないのですが、本屋さんのhonto（ホント）カード、丸善とかで使えるカードですが、僕が買う本というのは刑事事件と労働事件が専門分野なので、ほぼ法律関係の書籍です。また世界史が趣味なので、世界史の本を買つたりします。そうすると買った本の履歴だけで、例えば「刑事弁護の技術」

とか「証人尋問の技術」とか、そういうふた本を買つたりすることがあるので、そうすると、これは司法修習生ではなくて、弁護士、しかも世界史が趣味の弁護士、そして刑事案件を専門分野で扱つてゐるやつだということが、本の履歴だけでわかつてしまうのです。

みなさん、コンビニのカードがどう使われるか想像してみてください。それは、趣味、趣向、どういった食品が好みか、何を必要としているかだけではないです。どこのお店で取り引きをしたのか、何時に買い物をしたのかという情報もそこには残るので。つまり、どこの生活圏で、この人が活動していく、どういった趣味、趣向を持った人間かということは、その履歴だけで分析したらわかってしまうのです。丸裸にできるわけです。

さらに怖い話をする、いま防犯カメラの画像を解析して、個々人の顔を認識することが出来るようにソフトで出来るのです。すると、コンビニの履歴を見れば、コンビニに取り引きする人の顔はわかつて、その人と取引履歴を結びつければ、

日時や場所は残らないですから、内容などに関する解説ができなかつたのですが、その際ポイントカードを使うと個々人とお店の情報を結びつければ、Tカードにかぎらず、ポイントカードや交通系カードの会社に、捜査関係事項照会をおこなえば、登録時の個人情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、登録クレジットカードや預金口座などがわかります。登録後の利用情報として、交通、コンビニ、ファストフード、銀行を利用しているか、新聞は何をとつて

ば、どういった容貌の人がどこに行つて何をしているのかというのがすべて解析出来てしまうのです。

次に、監視社会の実態ということについて説明します。

ポイントカードのみならず、スイカなどの交通系カードも捜査関係事項照会で開示することは可能です。あるいは、クレジットカード払いや口座引き落しなど、カード会社や銀行などに捜査照会をすることで、カードや預金口座の利用情報を簡単に取得することができます。

他方、現金払いの場合には、支払った日時や場所は残らないですから、内容などに関する解説ができなかつたのですが、その際ポイントカードを使うと個々人とお店の情報を結びつければ、Tカードにかぎらず、ポイントカードや交通系カードの会社に、捜査関係事項照会をおこないます。

②電話 メタデータといふのは、いつ、どこに行つたか、誰と通話したか等の情報のことです。このメタデータを分析すれば、その人の人となりや関係者が簡単に分かれます。

通話先がどこであるかを特定すれば、誰と友人か、例えば病院でも専門分野が細分化されているので、そこに電話したとなれば、病院に問い合わせることなしに、どういった病気をもつている人なのかは簡単にわかつてしまします。

いるか、航空会社を使ってどこに行つたことがあるか、レンタルビデオ、ネット通販、ガソリンスタンド、ホテルなど、あらゆる情報の取得が可能です。こういったものをすべて分析すれば、利用日時や場所、内容などが把握できるし、コンビニへの立ち寄り状況などを分析すれば、通勤経路、行動範囲、公道時間が判明します。防犯カメラの映像やインターネット（フェイスブックなど）から容貌を取得し個人の特定することが出来てしまふのです。

盗聴法の何がこわいかということ、それで人間の弱みを握ることができるのであります。それが議員であれば、その議員を警察は脅すことができるのです。例えば不倫をしていることをばらされたくないなら、自分たちの提案している法案に賛成しろというのが可能なのです。そういったことがこわいのです。

実際どうなのかといふと、アメリカでは愛国者法というテロ等を防止する法律があるのですが、そういった法律にもとづいてさえ、メタデータ入手のために令状が必要だとなつてゐるのですが、実際の令状審査は甘く、簡単に令状が入手できるというのが実態です。

共謀罪ができて、盗聴法が拡大されたということになると、捜査機関は今よりもさらに多くの個人情報を握ることが出来てしまします。

スマートホンとかには実際GPSが入っていますから、今後スマートホンに対して立法化すれば、その人のスマートホンのGPSに反応するようになって、その人がどこにいるかということを特定することができるような法律が出来るとい

うことになります。

③ 防犯カメラ

防犯カメラは、今どんどん増えていて、公共の場のありとあらゆる場所にカメラが設置されています。先ほど述べた

ように画像解析、顔認証ソフトが非常に発展していて、通行人の画像を撮影し、顔認識ソフトウェアを利用して、フェイスブック上で公開されている写真とその画像を照合して、判明した氏名で他のデータベースの情報を検索、これはコンピューターでほぼ一瞬でおこなうことが出来ます。アメリカでおこなった実験では、これをすべて同時におこなうことに

よつてカメラの前を通りかかった人物の個人データをリアルタイムでディスプレイに表示することに成功しています（ブルース・シュナイダー『超監視社会』草思社）。ここまでいつてゐています。

それから、レジメに「靴の裏」と書いていますが、個人情報はいろいろなものがあり、DNAもそうですが、みなさん自分の靴の裏を見たことがありますか。足跡は下足痕（ゲソコン）というのですが、犯行現場に残された足跡は重要な証拠になります。実は、足跡はどんな靴、何の靴かが分かるだけではなくて、自分の靴を見てもらえればわかりますが、歩き方の特徴によつてどの部分がすり減るかが違うのです。これも重要な個人情

風貌と一致する情報があるかということを検索して、そうすればフェイスブック上に氏名が載つていて、その人が今、歌舞伎町を歩いているということを簡単に知つてしまふ、ここまで社会は行つてしまつています。

さらに歩行認容というのがあって、人 工知能（AI）の学習機能を活用し、映像に記録された歩き方の特徴から個人を識別することができるようになつていま す（大阪大学・八木康史教授）。歩き方だけで個人を特定することも出来てしまつています。（2017年11月8日読売新聞夕刊）

新宿歌舞伎町とか、防犯カメラがいろいろありますから、本当にやろうと思えば、その人がフェイスブックをやついたら、防犯カメラでその人を撮影した瞬間に、インターネット上にあるその人の

報ですが、その特徴点があれば何の靴を履いてどんな人が歩いているのかまで、将来的には分析できるようなどころまで行きかねないというのが非常に怖いところです。

『監視大陸アメリカ』という本では、

「……警察は昔から容疑者に関する情報を収集してきたが、現在はその情報が利用可能かつ共有可能なデータベースで保管できるようになって、監視能力が向上した。ひと昔前なら警察官が街頭で怪しい人物を見かけても、その人物の危険性について過去や未来の状況まではわからなかつた。だが、間もなくデジタル化された顔認識技術がその人物の身元を特定し、犯罪データが犯罪歴の詳細を洗い出し、アルゴリズムが危険度を判定して、市内全域に設置された大量の監視カメラ映像が数時間前からのその人物の行動状況をビデオ監視という形で提供するようになる。ビッグデータは容疑の見えなかつた部分に光を当てる。ただしそれはまた、監視対象を捉えるレンズを拡大することになる。」（『監視大国アメリカ』 アンドリュー・ガスリー・ファーガソン

著 原書房）と書かれています。

捜査だけの問題ではなくて、個人の監視や情報収集はここまで来ており、法律的な枠組みなしにはもう対応できなくなっています。どんどん自分の意思と離れて個人情報が収集されて、利用されてしまって社会になつてしまふのです。

なぜ、このようになるのか。やはり企業というのは売り上げを上げたいのです。ですから、消費者の情報を知りたいということで、アルゴリズムで分析して、購買意欲をあおるような宣伝方法がどんどん進んで行くので、こういった個人情報を取得していくのは企業としては今後さらに広げていきたいということです。世界中がインターネットでつながっている時代ですから、この個人情報を世界中で交換したいということに当然なりますから、その流れの中で私たちの情報は取得されてしまうという現実をご理解いただければと思います。

「……警察は昔から容疑者に関する情報を収集してきたが、現在はその情報が利用可能かつ共有可能なデータベースで保管できるようになって、監視能力が向上した。ひと昔前なら警察官が街頭で怪しい人物を見かけても、その人物の危険性について過去や未来の状況まではわからなかつた。だが、間もなくデジタル化された顔認識技術がその人物の身元を特定し、犯罪データが犯罪歴の詳細を洗い出し、アルゴリズムが危険度を判定して、市内全域に設置された大量の監視カメラ映像が数時間前からのその人物の行動状況をビデオ監視という形で提供するようになる。ビッグデータは容疑の見えなかつた部分に光を当てる。ただしそれはまた、監視対象を捉えるレンズを拡大することになる。」（『監視大国アメリカ』 アンドリュー・ガスリー・ファーガソン

季刊

季刊 民主情報

人権と民主主義を守る
理論・情報誌——

No.101
2019.5.1
(夏号)

特集 私たちの情報が丸裸に！?
一国民監視・管理を考える



発行●日本国民救援会

1998年12月4日第三種郵便物認可

2019年5月1日発行（2月、5月、8月、11月の1日発行）

季刊

救援情報

人権と民主主義を守る
理論・情報誌――

No.101
2019.5.1
(夏号)

日本国民救援会

〒113-8463 東京都文京区湯島2丁目4番4号 平和と労働センター5F
☎03-5842-5842/FAX03-5842-5840

単価400円 ￥70円
年間購読1500円（￥年間280円）